

土地改良事業関係補助金交付要綱

昭和 31 年 8 月 13 日付け 31 農地第 3966 号
最終改正 令和 7 年 8 月 6 日付け 7 農振第 1316 号

各 地 方 農 政 局 長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
各 都 道 府 県 知 事
全国土地改良事業団体連合会会長

殿

農林事務次官

(通則)

第 1 土地改良事業関係補助金（以下「補助金」という。）の交付については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）、土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 13 年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道開発局長に委任した件（平成 13 年 4 月 13 日農林水産省告示第 538 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 補助金は、土地改良事業等による農業農村の整備等を目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第 3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、別記 1 の補助事業者の区分の欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）が行う別表に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(申請手続)

第 4 交付規則第 2 条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第 1 号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を別記 1 に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先に提出しなければならない。

2 国土交通省北海道開発局長（以下「北海道開発局長」という。）は、補助事業者から交付申請書の提出があったときは、速やかに大臣に提出するものとする。

3 補助金の交付を受けようとする者は、第 1 項の交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額と

して控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

第 5 交付規則第 2 条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、別記 2 に掲げる補助事業者の区分に応じた決定者等（ただし、農林水産大臣の場合にあっては、農林水産省農村振興局長とする。）が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

第 6 別記 2 に掲げる決定者等は、第 4 第 1 項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

2 大臣は、第 4 第 2 項により交付申請書の提出があったときは、北海道開発局長を経由し補助事業者はその旨を通知するものとする。

3 第 4 第 1 項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前 2 項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1 月とする。

（申請の取下げ）

第 7 補助事業者は、第 4 第 1 項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第 6 第 1 項又は第 2 項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して 15 日以内にその旨を記載した取下書を別記 1 に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先に提出しなければならない。

2 北海道開発局長は、補助事業者から取下書の提出があったときは、速やかに大臣に提出するものとする。

（契約等）

第 8 補助事業者（地方公共団体以外の補助事業者に限る。）は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 補助事業者（地方公共団体以外の補助事業者に限る。）は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第 2 号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

3 補助事業者（地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 54 号）第 1 条に規定する法人に限る。）は、補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

（債権譲渡等の禁止）

第 9 補助事業者は、第 6 第 1 項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、大臣の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

第 10 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第 3 号による変更等承認申請書を別記 1 に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先に提出し、別記

2 に掲げる補助事業者の区分に応じた決定者等の承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第 11 に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第 11 に規定する軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて別記 2 に掲げる補助事業者の区分に応じた決定者等の承認を受けることができる。

3 別記 2 に掲げる補助事業者の区分に応じた決定者等は、前 2 項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

4 北海道開発局長は、補助事業者から第 1 項又は第 2 項の変更等承認申請書の提出があったときは、速やかに大臣に提出するものとする。

5 大臣は、前項により変更等承認申請書の提出があったとき、第 1 項及び第 2 項の承認をする場合においては、北海道開発局長を経由し補助事業者に通知するものとする。

(軽微な変更)

第 11 交付規則第 3 条第 1 号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

1 別表の事業等の欄に掲げる(1)、(2)、(8)、(9)、(10)、(11)、(13)及び(14)の事業(ただし、(8)の事業のうち実施計画等策定事業(実施計画策定事業に限る。)、草地畜産基盤整備事業、農村環境計画策定事業及び農業基盤整備促進事業、(9)の事業のうち実施計画等策定事業(実施計画策定事業に限る。))及び農村環境計画策定事業、(10)の事業のうち実施計画策定事業(施設計画策定事業に限る。)、(11)の事業のうち実施計画等策定事業(計画策定事業に限る。))並びに(13)の事業のうち計画策定等事業を除く。)に係るものにあつては、次に掲げる変更以外の変更

(1) 都道府県が行う事業

ア 地区における次に掲げる変更

(ア) 経費の配分の変更

工事費各費目の 30 パーセント(30 パーセントに相当する額が 1,500 万円以下の場合 1,500 万円)を超える経費の増減。

(イ) 事業内容の変更

a 工種別の事業量の 30 パーセント(30 パーセントに相当する額が 1,500 万円以下の場合 1,500 万円)を超える増減

b 工種の新設、変更又は廃止

c 構造若しくは工法の変更又は施行箇所の変更

(2) 団体が行う事業

ア 事業主体の変更

イ 地区相互間の間接補助金の額の流用

ウ 地区ごとに次に掲げる事業内容の変更

(ア) 工種別の事業量の 30 パーセント(30 パーセントに相当する額が 500 万円以下の場合 500 万円)を超える増減

(イ) 工種の新設、変更又は廃止

2 別表の事業等の欄に掲げる(3)の事業に係るものにあつては、次に掲げる変更以外の変更

(1) 資金造成額の 30 パーセントを超える額の増減

(2) 交付金総額の 30 パーセントを超える額の増減

3 別表の事業等の欄に掲げる(4)及び(12)の事業に係るものにあつては、次に掲げる変更以外の変更

(1) 地区相互間の間接補助金の額の流用

(2) 地区ごとに次に掲げる変更

ア 経費の配分の変更

事業費の各費目の相互間の 30 パーセント（30 パーセントに相当する額が 100 万円以下の場合は 100 万円）を超える経費の額の増減

イ 事業内容の変更

a 人員配置の変更

b 費目の新設、変更又は廃止

4 別表の事業等の欄に掲げる（5）の事業に係るものにあつては、次に掲げる変更以外の変更

(1) 事前探査の範囲の著しい変更

(2) 事前探査に要する経費の 30 パーセントを超える額の増減

5 別表の事業等の欄に掲げる（7）の事業に係るものにあつては、採択基準等の項の（1）から（5）までの事業に要する経費（間接補助事業にあつては、当該間接補助事業に要する経費）のそれぞれの 30 パーセントを超える増減及び相互間の流用以外の変更

6 別表の事業等の欄に掲げる（8）の事業のうち実施計画等策定事業（実施計画策定事業に限る。）及び農村環境計画策定事業、（9）の事業のうち実施計画等策定事業（実施計画策定事業に限る。）及び農村環境計画策定事業、（10）の事業のうち実施計画策定事業（施設計画策定事業に限る。）、（11）の事業のうち実施計画等策定事業（計画策定事業に限る。）並びに（13）の事業のうち計画策定等に係るものにあつては、次に掲げる変更以外の変更

(1) 調査地域ごとに事業費の 30 パーセント（30 パーセントに相当する額が 400 万円以下の場合は 400 万円）を超える増減

(2) 調査地域の変更

(3) 調査項目の変更又は廃止

7 別表の事業等の欄に掲げる（8）の事業のうち草地畜産基盤整備事業に係るものにあつては、次に掲げる変更以外の変更

(1) 経費の配分の変更

ア 各地区における次に掲げる変更

(ア) 工種別の経費の 30 パーセントを超える増減。ただし、増減額が 400 万円（純工事費、測量設計費、用地費及補償費以外のものにあつては 50 万円）以下の場合を除く。

(2) 事業内容の変更

ア 当該事業の受益草地により管理経営を行う者の変更

イ 受益草地面積の 30 パーセントを超える増減

ウ 工種別事業量の 30 パーセント（草地整備改良、草地造成改良及び野草地整備改良以外の工種別事業量については、400 万円以下に相当する事業量以下の場合を除く。）以上の増減

エ 工種の新設、変更又は廃止

8 別表の事業等の欄に掲げる（8）の事業のうち農業基盤整備促進事業に係るものにあつては、次に掲げる変更以外の変更

(1) 経費の配分の変更

ア 事業等又は補助対象事業の区分の欄に掲げる各地区における(1)の事業に要する経費と(2)の事業に要する経費の相互間の流用

イ 事業等又は補助対象事業の区分の欄に掲げる各地区における(1)の事業のうちアからカまでの事業に要する経費の相互間の 30 パーセント（30 パーセントに相当する額が 600 万円以下の場合は 600 万円）を越える増減

(2) 事業実施主体の変更

（事業遅延の届出）

第 12 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、

又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号による遅延届出書を別記1に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先に提出し、別記2に掲げる補助事業者の区分に応じた決定者等の指示を受けなければならない。

- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。
- 3 北海道開発局長は、補助事業者から第1項の遅延届出書の提出があったときは、速やかに大臣に提出するものとする。

(状況報告)

- 第13 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において、別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月末までに別記1に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先に提出しなければならない。ただし、別記様式第6号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。
- 2 北海道開発局長は、補助事業者から前項の事業遂行状況報告書又は概算払請求書の提出があったときは、速やかに大臣に提出するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、補助事業者が当該補助事業について、公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況報告について、(昭和42年5月1日付蔵計第946号大蔵大臣通知)に係る報告を、各交付決定の単位により、別記2に掲げる補助事業者の区分に応じた決定者等が管轄する組織に行っている場合は、第1項の規定による報告を省略することができる。
- 4 第1項に規定する時期のほか、別記2に掲げる補助事業者の区分に応じた決定者等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

- 第14 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第6号の概算払請求書を別記1に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先及び官署支出官(農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局にあっては総務部長、内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。)に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書に基づき、財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

- 2 補助事業者は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

- 第15 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき(第10第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。)は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(地方公共団体に対し補助金の全額が概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日)までに、実績報告書を別記1に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第8号により作成した年度終了実績報告書を別記1に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先に提出しなければならない。
- 3 北海道開発局長は、補助事業者から前2項の実績報告書の提出があったときは、速やかに大臣に提出するものとする。
- 4 第4第3項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、こ

れを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 5 第4第3項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに別記2に定める補助事業者の区分に応じた決定者等に報告するとともに、別記2に掲げる補助事業者の区分に応じた決定者等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により別記2に掲げる補助事業者の区分に応じた決定者等に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

- 第16 別記2に掲げる補助事業者の区分に応じた決定者等は、第15第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、第15第2項により実績報告書の提出があったときは、北海道開発局長を経由し補助事業者に通知するものとする。
- 3 別記2に掲げる補助事業者の区分に応じた決定者等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（額の再確定）

- 第17 補助事業者は、第16第1項又は第2項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、別記1に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第15第1項に準じて提出するものとする。
- 2 別記2に掲げる補助事業者の区分に応じた決定者等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第16第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第16第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。

（交付決定の取消等）

- 第18 別記2に掲げる補助事業者の区分に応じた決定者等は、第10第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6第1項及び第2項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- （1）補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく別記2に定める補助事業者の区分に応じた決定者等の処分若しくは指示に違反した場合
- （2）補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- （3）補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- （4）間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合
- （5）間接補助事業者が、間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合
- （6）交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要が

なくなった場合

- 2 別記 2 に掲げる補助事業者の区分に応じた決定者等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 別記 2 に掲げる補助事業者の区分に応じた決定者等は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 2 項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第 16 第 4 項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

（財産の管理等）

- 第 19 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

- 第 20 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号の大臣が定める機械及び重要な器具は、
- 1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。
 - 2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第 5 条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
 - 3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ別記 2 に掲げる補助事業者の区分に応じた決定者等の承認を受けなければならない。
 - 4 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

（残存物件の処理）

- 第 21 補助事業者は、補助事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格等を別記 2 に掲げる補助事業者の区分に応じた決定者等に報告しその指示を受けなければならない。

（補助金の経理）

- 第 22 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。
- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。
 - 3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前 2 項に規定する帳簿等に加え、別記様式第 7 号別紙第 13 の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
 - 4 前 3 項及び第 23 に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（補助金調書）

第 23 補助事業者（地方公共団体に限る。）は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第 10 号による補助金調書を作成しておかなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

- 第 24 補助事業者は、第 4 第 1 項の規定による交付の申請、第 7 の規定による申請の取下げ、第 10 第 1 項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第 13 の規定による状況報告、第 14 の規定による概算払請求、第 15 第 1 項の規定による実績報告、第 15 第 2 項の規定による年度終了実績報告及び第 15 第 5 項の規定による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。
- 2 補助事業者は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。
- 3 大臣は、第 1 項の規定により交付申請等が行われた補助事業者に対する通知、承認、指示、命令については、補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。
- 4 補助事業者が第 1 項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

（間接補助金交付の際付すべき条件等）

- 第 25 補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第 8、第 10 から第 13 まで、第 15、第 17 から第 19 まで及び第 21 から第 23 までの規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。
- （1）適正化法、適正化法施行令、交付規則、本要綱及び実施要綱に従うべきこと。
- （2）間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに 1 件当たりの取得価格 50 万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、補助事業者の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- （3）前号による補助事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。
- 2 補助事業者（地方公共団体に限る。）は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。
- （1）間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- （2）間接補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札等に参加しようとする者に対し、別記様式第 2 号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
- 3 補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

- 4 補助事業者は、第 1 項第 2 号により承認をしようとする場合は、あらかじめ別記 2 に掲げる補助事業者の区分に応じた決定者等の承認を受けてから承認を与えなければならない。
- 5 補助事業者は、第 1 項第 3 号により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。
- 6 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第 1 項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 7 補助事業者は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

附 則

この通知は、令和 7 年 8 月 6 日から施行し、令和 7 年 8 月 1 日から適用する。

別記 1（第 4、7、10、12、13、14、15、17 関係）

補助事業者の区分	提出先
(1) 北海道 (2) 農業基盤整備促進事業を行う市町村及び農業者団体のうち北海道内に所在するもの。	国土交通省 北海道開発局長経由 農林水産大臣
(3) 全国土地改良事業団体連合会 (4) 農林水産省農村振興局長が別に定める公募要領により公募した者の中から選定された団体	農林水産大臣
(5) 沖縄県 (6) 農業基盤整備促進事業を行う市町村及び農業者団体のうち沖縄県内に所在するもの。	内閣府 沖縄総合事務局長
(7) その他の補助事業者	地方農政局長

別記 2（第 5、第 6、第 10、12、13、16、17、18、20、25 関係）

補助事業者の区分	決定者等
(1) 北海道 (2) 農業基盤整備促進事業を行う市町村及び農業者団体のうち北海道内に所在するもの。 (3) 全国土地改良事業団体連合会 (4) 農林水産省農村振興局長が別に定める公募要領により公募した者の中から選定された団体	農林水産大臣
(5) 沖縄県 (6) 農業基盤整備促進事業を行う市町村及び農業者団体のうち沖縄県内に所在するもの。	内閣府 沖縄総合事務局長
(7) その他の補助事業者	地方農政局長

別表（第3関係）

事業等	事業等又は補助対象事業の区分	採 択 基 準 等	補 助 率		摘 要
			都 府 県	北 海 道	
(1) 都道府県が行う農道整備事業	1 基幹農道整備事業	農業生産の近代化又は農業生産物の流通の合理化を図るための重要な路線の農道の新設若しくは改良又はこれらと併せて行う用地整備、駐車場整備、ライフライン収容施設整備若しくは生態系保全施設整備であって、受益面積がおおむね50ヘクタール（次の(1)から(3)までに掲げる地域において行うものにあつては、おおむね30ヘクタール）以上、車道幅員がおおむね4メートル（次の(1)又は(3)から(6)までに掲げる地域において行うものにあつては、おおむね3メートル）以上であり、かつ、その総事業費が1億円以上であるもの (1) 振興山村（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。） (2) 過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）をいう。以下同じ。） (3) 半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。） (4) 沖縄県 (5) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島（北海道、沖縄及び奄美群島（鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。）を除く。以下単に「離島」という。） (6) 奄美群島	(1) ア 当該補助事業費の50% イ 水源地域対策関連事業にあつては、アの規定にかかわらず、当該補助事業費の55% (2) 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和55年法律第60号）に基づき決定された明日香村整備計画に基づく事業にあつては、当該補助事業費の3分の2 (3) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の85% (4) ア 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の55% イ 本土と離島及び離島と離島を連絡する橋に係るものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の3分の2 (5) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の75%	当該補助事業費の55%	
	2 一般農道整備事業	次に掲げる一に該当するもの (1) 農道の新設若しくは改良又はこれらと併せて行う用地整備、駐車場整備、ライフライン収容施設整備若しくは生態系保全施設整備であって、受益面積がおおむね50ヘクタール（振興山村、過疎地域又は半島振興対策実施地域において行うものにあつては、おおむね30ヘクタール）以上で総事業費が5千万円以上であり、かつ、全幅員がおおむね4.5メートル（特別豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された区域をいう。以下同じ。））、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域又は急傾斜畑地帯（受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地域を除く。）をいう。以下同じ。））において行うものにあつては、おおむね4メートル）以上であるもの	(1) ア 当該補助事業費の50% イ 水源地域対策関連事業にあつては、アの規定にかかわらず、当該補助事業費の55% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の85% (3) ア 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の55% イ 本土と離島及び離島と離島を連絡する橋に係るものにあつては、アの規定にかかわらず、当該補助事業費の3分の2 (4) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の75% (5) 採択基準等の欄(3)の事業にあつては、(1)から(4)	当該補助事業費の55%	

		(2) 樹園地を主体とした農用地若しくは野菜生産出荷安定法（昭和 41 年法律第 103 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき指定された野菜指定産地（以下「野菜指定産地」という。）における畑地（畑作に転換した水田を含む。）を主体とした農用地（以下「野菜指定産地における畑地域」という。）又は田畑輪換を行う水田地帯の農用地（以下「田畑輪換を行う水田地帯」という。）において行う農道の新設若しくは改良又はこれらと併せて行うライフライン収容施設整備若しくは生態系保全施設整備であって、受益面積が(1)の条件に適合し、かつ、次に掲げるもののうち農道網の整備に必要なもの ア 総事業費及び全幅員が(1)の条件に適合する幹線農道 イ 全幅員がおおむね 3 メートル以上である支線農道 ウ 全幅員がおおむね 2 メートル以上である末端耕作道 エ 総延長がおおむね 500 メートル以上である軌道等運搬施設（野菜指定産地における畑地帯又は田畑輪換を行う水田地帯において行うものを除く。） (3) 自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域又は農村振興局長（以下、「局長」という。）が定める地域の農業集落を結ぶ農道（農道整備事業実施要綱（昭和 52 年 4 月 16 日付け 52 構改 D 第 239 号農林事務次官依命通知）第 4 の 1 の(2)のエに規定するものに限る。）の新設、改良若しくは附帯整備又はこれと併せて行うライフライン収容施設整備若しくは生態系保全施設整備であって、次の条件に適合するもの ア 農道本体のみの場合 (7) 受益面積がおおむね 30 ヘクタール以上であること。 (4) 総事業費が 5 千万円以上であること。 (9) 車道幅員がおおむね 4 メートル以上であること。 イ 附帯整備を併せて行う場合 (7) 農業集落道整備 アの農道と接続して、一体的な機能を果たすもの (4) 農村交流基盤整備 アの農道に附帯又は隣接して設置するものであって、その事業費が農道本体の整備に要する事業費の 30%以内であるもの	までの規定にかかわらず、当該補助事業費の 50%		
(2) 都道府県が行う諸土地改良事業	畑地かんがい推進モデルほ場設置事業	畑地かんがい推進モデルほ場設置事業実施要綱（平成 2 年 6 月 7 日付け 2 構改 D 第 124 号農林水産事務次官依命通知）第 2 に掲げる事業に該当するもの	(1) 当該補助事業費の 50% (2) 沖縄県において行うものにあつては、当該補助事業費の 75% (3) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の 2/3	当該補助事業費の 50%	
(3) 全国土地改良事業団体連合会が行う土地改良施設維持管理適正化事業	1 整備補修事業 (1) 一般型 (2) 連携管理保全型 2 施設改善対策事業	1 土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和 52 年 4 月 20 日付け 52 構改 B 第 600 号農林事務次官依命通知）第 2 の 1 及び 2 に掲げる事業に該当するもの 2 都道府県土地改良事業団体連合会は土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱第 2 の 5 に規定する連合会拠出金を同要綱第 4 の 1 の規定に基づき拠出すること。 3 土地改良施設維持管理適正化事業に係る事務			「事業等又は補助対象事業の区分」欄の 1 の(1)、2 及び 3 の事業にあつては、土地改良区等が行う土地改良施設の整備補修に要す

	3 安全管理施設整備対策事業 4 防災減災機能等強化事業				る経費の9/10に充てる額の1/3以内。 「事業等又は補助対象事業の区分」欄の1の(2)の事業にあつては、土地改良区等が行う土地改良施設の整備補修に要する経費の40%以内。 「事業等又は補助対象事業の区分」欄の4の事業にあつては、土地改良区等が行う土地改良施設の整備に要する経費の50%以内。 土地改良施設維持管理適正化事業に係る事務については、当該事務に要する経費の50%以内
(4) 市町村及び土地改良区が行う国営造成施設管理体制整備促進事業に要する経費に対し都道府県が補助する事業	国営造成施設管理体制整備促進事業	国営造成施設管理体制整備促進事業実施要綱（昭和60年4月26日付け60構改D第302号農林水産事務次官依命通知）第2及び第3によるものとする。	(1) 当該間接補助事業費の60% (2) 沖縄県及び奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該間接補助事業費の85%	当該間接補助事業費の70%	
(5) 沖縄県が行う不発弾等事前探査又は沖縄県知事が適当と認める市町村若しくは団体が行う不発弾等事前探査	不発弾等事前探査	不発弾等事前探査実施要綱（昭和50年4月30日付け50構改D第307号農林事務次官通知）第2に掲げる不発弾等事前探査であつて沖縄総合事務局長が適当と認めたもの	(1) 沖縄県が行う不発弾等事前探査については、当該事前探査に要する経費の100%以内 (2) 沖縄県知事の適当と認める市町村又は団体が行う不発弾等事前探査については、当該間接補助事前探査に要する経費の100%以内		

査に対し沖縄県が補助する事業					
(6) 施設管理者が行う土地改良施設P C B廃棄物処理促進対策事業に要する経費に対し都道府県が補助する事業	土地改良施設P C B廃棄物処理促進対策事業	土地改良施設P C B廃棄物処理促進対策事業（補助）実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2326号農林水産事務次官依命通知）第4に掲げる要件に該当するもの	当該間接補助事業費の50%	当該間接補助事業費の50%	
(7) 都道府県が行う土地改良融資事業等指導監督並びに市町村、都道府県土地改良事業団体連合会及び土地改良区が行う土地改良融資事業等指導監督に要する経費に対し都道府県が補助する事業並びに公募団体が行う土地改良融資事業等指導監督	土地改良融資事業等指導監督	土地改良事業の実施に関し必要とされる指導、監督等であつて、次に掲げるもの (1) 都道府県が行う土地改良区機能強化支援事業 (2) 市町村、都道府県土地改良事業団体連合会及び土地改良区が行う土地改良区機能強化支援事業（都道府県土地改良事業団体連合会が行う土地改良区の経営診断・改善指導及び基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修並びに土地改良区が行う水土里ビジョン策定推進対策を除く。）に要する経費に対し、都道府県が補助する事業 (3) 都道府県土地改良事業団体連合会が行う土地改良区機能強化支援事業のうち土地改良区の経営診断・改善指導及び基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修並びに土地改良区が行う土地改良区機能強化支援事業のうち水土里ビジョン策定推進対策に要する経費に対し、都道府県が補助する事業 (4) 公募団体が行う土地改良区機能強化支援事業（特定被災土地改良区復興支援対策を除く。） (5) 公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策（当該対策に係る事務を含む。）	採択基準等の欄の(1)の事業については、当該補助事業費の50%以内、(2)の事業については、当該間接補助事業費の50%以内、(3)の事業については、定額	都府県の欄に同じ	採択基準等の欄の(4)の事業に要する経費並びに(5)の事業及び事務に要する経費については、定額補助
(8) 都道府県、市町村、農業者団体及び公募団体が行う農業競争力強化農地整備事業、市町村及び土地改良区等が行う農業競争力強化農地整備事業に要する経費に対し都道府県が補助する事業	1 農地整備事業 (1) 経営体育成型	(1) 農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）第6の1の要件に該当するもの（ただし、農業経営高度化支援事業を除く。） (2) 農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）第6の1の要件に該当するもののうち農業経営高度化支援事業（ただし、(3)を除く。）	(1) 当該補助事業費の50% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の75% (3) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の55% (4) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の60% (5) 水源地域対策関連事業にあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の55% (1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の75% (3) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施	(1) 当該補助事業費の50% (2) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の55% (1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50% (2) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山	

		地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の55% (4) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の60%	村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の55%
	(3) 農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）第6の1の要件に該当するもののうち農業経営高度化支援事業のうち水田貯留機能向上支援事業及び水田貯留機能向上推進事業	定額	定額
(2) 中山間地域型	(1) 農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）第6の1の要件に該当するもの（ただし、農業経営高度化支援事業を除く。） (2) 農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）第6の1の要件に該当するもののうち農業経営高度化支援事業（ただし、(3)を除く。） (3) 農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）第6の1の要件に該当するもののうち農業経営高度化支援事業のうち水田貯留機能向上支援事業及び水田貯留機能向上推進事業	(1) 当該補助事業費の55% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の75% (3) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず当該補助事業費の60%	当該補助事業費の55% 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の55% 定額
(3) 国営流域治水対策型	農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）第6の1の要件に該当するもののうち農業経営高度化支援事業のうち水田貯留機能向上支援事業及び水田貯留機能向上推進事業	定額	定額
(4) 国営事業促進型	農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）第6の1の要件に該当するもの	(1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の75% (3) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の55% (4) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の60%	(1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50% (2) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の55%

2 実施計画等
策定事業

(1) 実施計画策
定事業

農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付
け 29 農振第 2604 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の 1 の要件
に該当するもの

- (1) 当該補助事業費の 50%
(2) 沖縄県において行うものにあつては、(1) の規定に
かかわらず、当該補助事業費の 75%
(3) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施
地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指
定棚田地域において行うものにあつては、(1) の規定
にかかわらず、当該補助事業費の 55%
(4) 奄美群島において行うものにあつては、(1) の規定
にかかわらず、当該補助事業費の 60%
(5) 次のいずれかに掲げる地域又は地区で行うものにあ
つては、(1) から(4) までの規定にかかわらず定額（た
だし、最長 4 年間（エにあつては 2 年間）で、2 の
(2) の経営体育成促進換地等調整事業における交付額
と合わせて 5,000 万円（エにあつては 2,500 万円）を
上限とする。）
ア 水田農業高収益化計画（水田農業高収益化推進計
画の策定について（令和 2 年 4 月 1 日付け元生産第
2167 号・元農振第 3757 号・元政統第 2085 号農林水
産省生産局長・農村振興局長・政策統括官通知）に
基づいて都道府県が策定した計画をいう。以下同
じ。）の策定地域
イ 輸出事業計画（輸出事業計画の認定規程（令和 2
年 4 月 1 日付け農林水産大臣決定）に基づいて認定
された輸出事業計画をいう。以下同じ。）の策定地
域
ウ スマート農業導入推進計画（農業競争力強化農地
整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農
振第 2605 号・29 生畜第 1500 号農村振興局長・生産
局長通知）別紙 2 の第 5 の 1 の（3）のスマート農
業導入推進計画をいう。以下この区分において同
じ。）を作成した地区又は連携管理保全計画（土地
改良法第 57 条の 11 第 1 項に規定する連携管理保全
計画をいう。以下同じ。）にスマート農業導入推進
計画の内容が記載されている地区
エ 次に掲げる整備の全て（中山間地域（農業競争力
強化農地整備事業実施要領別紙 1 第 2 の 4 に示す地
域をいう。以下この区分において同じ。）にあつて
は、次に掲げる整備のいずれか）を予定しており、
省力化整備計画（農業競争力強化農地整備事業実施
要領別紙 2 の第 5 の 1 の（4）の省力化整備計画を
いう。以下この区分において同じ。）を作成した地
区又は連携管理保全計画に省力化整備計画の内容が
記載されている地区
(ア) 2ヘクタール以上の区画（隣接するほ場と均平
が図られており、簡易な畦畔除去により 2ヘクタ
ール以上となる区画を含む。）の整備
(イ) 畦畔や施設等の維持管理や水管理の省力化を図
る整備

- (1) 当該補助事業費又は当該
間接補助事業費の 50%
(2) 離島、特別豪雪地帯、振
興山村、半島振興対策実施
地域、過疎地域、特定農山
村地域、急傾斜地帯又は指
定棚田地域において行うも
ののあつては、(1) の規定
にかかわらず、当該補助事
業費又は当該間接補助事業
費の 55%
(3) 次のいずれかに掲げる地
域又は地区で行うものにあ
つては、(1) 及び(2) の規定
にかかわらず定額（ただ
し、最長 4 年間（エにあつ
ては 2 年間）で、2 の(2)
の経営体育成促進換地等調
整事業における交付額と合
わせて 5,000 万円（エにあ
つては 2,500 万円）を上限
とする。）
ア 水田農業高収益化計画
の策定地域
イ 輸出事業計画の策定地
域
ウ スマート農業導入推進
計画を作成した地区又は
連携管理保全計画にスマ
ート農業導入推進計画の
内容が記載されている地
区
エ 次に掲げる整備の全て
（中山間地域にあつて
は、次に掲げる整備のい
ずれか）を予定しており、
省力化整備計画を作
成した地区又は連携管理
保全計画に省力化整備計
画の内容が記載されてい
る地区
(7) 3ヘクタール以上の
区画（隣接するほ場と
均平が図られており、
簡易な畦畔除去により
3ヘクタール以上とな
る区画を含む。）の整
備
(イ) 畦畔や施設等の維持
管理や水管理の省力化
を図る整備

(2) 経営体育成
促進換地等調
整事業

農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付
け 29 農振第 2604 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の 1 の要件
に該当するもの

- (1) 当該間接補助事業費の 50%
- (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1) の規定にかかわらず、当該間接補助事業費の 80%
- (3) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、(1) の規定にかかわらず、当該間接補助事業費の 55%
- (4) 奄美群島において行うものにあつては、(1) の規定にかかわらず、当該間接補助事業費の 60%
- (5) 次のいずれかに掲げる地域又は地区で行うものにあつては、(1) から (4) までの規定にかかわらず定額（ただし、最長 4 年間（エにあつては 2 年間）で、2 の(1) の実施計画策定事業における交付額と合わせて 5,000 万円（エにあつては 2,500 万円）を上限とする。）
 - ア 水田農業高収益化計画の策定地域
 - イ 輸出事業計画の策定地域
 - ウ スマート農業導入推進計画を作成した地区又は連携管理保全計画にスマート農業導入推進計画の内容が記載されている地区
 - エ 次に掲げる整備の全て（中山間地域にあつては、次に掲げる整備のいずれか）を予定しており、省力化整備計画を作成した地区又は連携管理保全計画に省力化整備計画の内容が記載されている地区
 - (ア) 2 ヘクタール以上の区画（隣接するほ場と均平が図られており、簡易な畦畔除去により 2 ヘクタール以上となる区画を含む。）の整備
 - (イ) 畦畔や施設等の維持管理や水管理の省力化を図る整備

- (1) 当該間接補助事業費の 50%
- (2) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、(1) の規定にかかわらず、当該間接補助事業費の 55%
- (3) 次のいずれかに掲げる地域又は地区で行うものにあつては、(1) 及び(2) の規定にかかわらず定額（ただし、最長 4 年間（エにあつては 2 年間）で、2 の(1) の実施計画策定事業における交付額と合わせて 5,000 万円（エにあつては 2,500 万円）を上限とする。）
 - ア 水田農業高収益化計画の策定地域
 - イ 輸出事業計画の策定地域
 - ウ スマート農業導入推進計画を作成した地区又は連携管理保全計画にスマート農業導入推進計画の内容が記載されている地区
 - エ 次に掲げる整備の全て（中山間地域にあつては、次に掲げる整備のいずれか）を予定しており、省力化整備計画を作成した地区又は連携管理保全計画に省力化整備計画の内容が記載されている地区
 - (ア) 3 ヘクタール以上の区画（隣接するほ場と均平が図られており、簡易な畦畔除去により 3 ヘクタール以上となる区画を含む。）の整備
 - (イ) 畦畔や施設等の維持管理や水管理の省力化を図る整備

3 草地畜産基
盤整備事業

(1) 草地整備型	農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2604 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の 1 の要件に該当するもの	当該補助事業費の 50%	当該補助事業費の 50%
(2) 畜産担い手 総合整備型	農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2604 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の 1 の要件に該当するもの	(1) 事業計画策定事業にあつては、当該補助事業費の 50% (2) 基本施設整備事業にあつては、当該補助事業費の 50%（ただし、沖縄県において行うものにあつては当該補助事業費の 2/3、離島において行うものにあつては当該補助事業費の 55%、奄美群島において行うものにあつては当該補助事業費の 2/3） (3) 利用施設整備事業にあつては、当該補助事業費の 50%（ただし、沖縄県において行うものにあつては当該補助事業費の 2/3、離島において行うものにあつては当該補助事業費の 55%、奄美群島において行うものにあつては当該補助事業費の 2/3）	(1) 事業計画策定事業にあつては、当該補助事業費の 50% (2) 基本施設整備事業にあつては、当該補助事業費の 50%（ただし、耕作放棄地活用対策を行うものにあつては、当該補助事業費の 55%） (3) 利用施設整備事業にあつては、当該補助事業費の 50%（ただし、耕作放棄地活用対策を行うものにあつては、当該補助事業費の 55%）
(3) 草地林地総合整備型	農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2604 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の 1 の要件に該当するもの	(1) 事業計画策定事業にあつては、当該補助事業費の 50% (2) 基本施設整備事業にあつては、当該補助事業費の 55%（ただし、離島において行うものにあつては、当該補助事業費の 60%） (3) 利用施設整備事業あつては、当該補助事業費の 55%（ただし、離島において行うものにあつては、当該補助事業費の 60%）	(1) 事業計画策定事業にあつては、当該補助事業費の 50% (2) 基本施設整備事業にあつては、当該補助事業費の 55% (3) 利用施設整備事業にあつては、当該補助事業費の 55%
(4) 草地整備利用促進事業	農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2604 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の 1 の要件に該当するもの	(1) 事業計画策定にあつては、当該補助事業費の 50% (2) 草地整備改良、用排水施設整備、雑用水施設整備にあつては、当該補助事業費の 50%（ただし、沖縄県において行うものにあつては、当該補助事業費の 2/3、離島において行うものにあつては、当該補助事業費の 55%、奄美群島において行うものにあつては、当該補助事業費の 2/3） (3) 区画拡大、暗渠排水、湧水処理、客土、除礫、隔障物整備にあつては、定額	(1) 事業計画策定にあつては、当該補助事業費の 50% (2) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の 55% (3) 区画拡大、暗渠排水、湧水処理、客土、除礫、隔障物整備にあつては、定額
4 農村環境計画策定事業	農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2604 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の 1 の要件に該当するもの	当該補助事業費の 50%	当該補助事業費の 50%
5 農業基盤整備促進事業			

	(1) 定率助成 ア 農業用排水施設 イ 暗渠排水 ウ 土層改良 エ 区画整理 オ 農作業道 カ 農用地の保全 キ 調査・調整 ク 指導 (2) 定額助成	農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2604 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の 1 の要件に該当するもの 農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2604 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の 1 の要件に該当するもの	(1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 50% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又当該間接補助事業費の 80% (3) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 60%（ただし、鹿児島県が事業実施主体となつて行うもののうち、水田地帯において農業用排水施設の整備を行うものにあつては当該補助事業費の 65%、畑地帯において行うものにあつては当該補助事業費の 2/3) (4) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 55% 定額	(1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 50%（ただし、北海道が事業実施主体となり、畑地帯においても整備を行うものにあつては、当該補助事業費の 52%） (2) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 55% 定額	
(9) 都道府県が行う農地中間管理機構関連農地整備事業、市町村及び土地改良区等が行う農地中間管理機構関連農地整備事業に要する経費に対し都道府県が補助する事業	1 農地整備事業 (1) 農業生産基盤整備事業 (2) 農業生産基盤整備附帯事業 (3) 営農環境整備事業	農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2689 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の 2 の要件に該当するもの 農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2689 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の 2 の要件に該当するもの 農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2689 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の 2 の要件に該当するもの	(1) 当該補助事業費の 50% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の 75% (3) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の 55% (4) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の 60% (1) 当該補助事業費の 50% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の 75% (3) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の 55% (4) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の 60% (1) 当該補助事業費の 50% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の 75% (3) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、(1)の規定	(1) 当該補助事業費の 50% (2) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の 55% (1) 当該補助事業費の 50% (2) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の 55% (1) 当該補助事業費の 50% (2) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うもの	

		にかかわらず、当該補助事業費の 55% (4) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の 60%	のあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の 55%
(4) 農業経営高度化支援事業	(1) 農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2689 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の 2 の要件に該当するもの（ただし、(2)を除く。）	(1) 当該補助事業費及び間接補助事業費の 62.5% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の 82.5% (3) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の 67% (4) 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の 65%	(1) 当該補助事業費及び間接補助事業費の 62.5% (2) 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の 65%
	(2) 農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2689 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の 2 の要件に該当するもののうち農業経営高度化支援事業のうち水田貯留機能向上支援事業及び水田貯留機能向上推進事業	定額	定額
(5) 機構集積推進事業	農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2689 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の 2 の要件に該当するもの	(1) 当該補助事業費の 12.5% (2) 沖縄県、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の 7.5% (3) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の 7% (4) 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の 10%	(1) 当該補助事業費の 12.5% (2) 特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の 7.5% (3) 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の 10%
2 実施計画等策定事業			
(1) 実施計画策定事業	農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2689 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の 2 の要件に該当するもの	(1) 当該補助事業費の 62.5% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の 82.5% (3) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の 67% (4) 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の 65% (5) 次のいずれかに掲げる地域又は地区で行うものにあつては、(1)から(4)までの規定にかかわらず定額（ただし、最長 4 年間（エにあつては 2 年間）で、2 の(2)の経営体育成促進換地等調整事業における交付額と合わせて 5,000 万円（エにあつては 2,500 万円）を上限とする。） ア 水田農業高収益化計画の策定地域 イ 輸出事業計画の策定地域 ウ スマート農業導入推進計画（農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け	(1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 62.5% (2) 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の 65% (3) 次のいずれかに掲げる地域又は地区で行うものにあつては、(1)及び(2)の規定にかかわらず定額（ただし、最長 4 年間（エにあつては 2 年間）で、2 の(2)の経営体育成促進換地等調整事業における交付額と合わせて 5,000 万円（エにあつては 2,500 万円）を上限とする。）

		29 農振第 2690 号農林水産省農村振興局長通知)の別紙2第5の1の(3)のスマート農業導入推進計画をいう。以下この区分において同じ。)を作成した地区又は連携管理保全計画にスマート農業導入推進計画の内容が記載されている地区 エ 次に掲げる整備の全て(中山間地域(農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領別紙1第2の2に示す地域をいう。以下この区分において同じ。)にあっては、次に掲げる整備のいずれか)を予定しており、省力化整備計画(農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領別紙2の第5の1の(4)の省力化整備計画をいう。以下この区分において同じ。)を作成した地区又は連携管理保全計画に省力化整備計画の内容が記載されている地区 (ア) 2ヘクタール以上の区画(隣接するほ場と均平が図られており、簡易な畦畔除去により2ヘクタール以上となる区画を含む。)の整備 (イ) 畦畔や施設等の維持管理や水管理の省力化を図る整備	ア 水田農業高収益化計画の策定地域 イ 輸出事業計画の策定地域 ウ スマート農業導入推進計画を作成した地区又は連携管理保全計画にスマート農業導入推進計画の内容が記載されている地区 エ 次に掲げる整備の全て(中山間地域にあっては、次に掲げる整備のいずれか)を予定しており、省力化整備計画を作成した地区又は連携管理保全計画に省力化整備計画の内容が記載されている地区 (ア) 3ヘクタール以上の区画(隣接するほ場と均平が図られており、簡易な畦畔除去により3ヘクタール以上となる区画を含む。)の整備 (イ) 畦畔や施設等の維持管理や水管理の省力化を図る整備
(2) 経営体育成促進換地等調整事業	農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱(平成30年3月30日付け 29 農振第 2689 号農林水産事務次官依命通知)第6の2の要件に該当するもの	(1) 当該間接補助事業費の62.5% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該間接補助事業費の82.5% (3) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該間接補助事業費の67% (4) 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該間接補助事業費の65% (5) 次のいずれかに掲げる地域又は地区で行うものにあつては、(1)から(4)までの規定にかかわらず定額(ただし、最長4年間(エにあつては2年間)で、2の(1)の実施計画策定事業における交付額と合わせて5,000万円(エにあつては2,500万円)を上限とする。) ア 水田農業高収益化計画の策定地域 イ 輸出事業計画の策定地域 ウ スマート農業導入推進計画を作成した地区又は連携管理保全計画にスマート農業導入推進計画の内容が記載されている地区 エ 次に掲げる整備の全て(中山間地域にあっては、次に掲げる整備のいずれか)を予定しており、省力化整備計画を作成した地区又は連携管理保全計画に省力化整備計画の内容が記載されている地区 (ア) 2ヘクタール以上の区画(隣接するほ場と均平が図られており、簡易な畦畔除去により2ヘクタール以上となる区画を含む。)の整備	(1) 当該間接補助事業費の62.5% (2) 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の65% (3) 次のいずれかに掲げる地域又は地区で行うものにあつては、(1)及び(2)の規定にかかわらず定額(ただし、最長4年間(エにあつては2年間)で、2の(1)の実施計画策定事業における交付額と合わせて5,000万円(エにあつては2,500万円)を上限とする。) ア 水田農業高収益化計画の策定地域 イ 輸出事業計画の策定地域 ウ スマート農業導入推進計画を作成した地区又は連携管理保全計画にスマート農業導入推進計画の内容が記載されている地

			(イ) 畦畔や施設等の維持管理や水管理の省力化	区 エ 次に掲げる整備の全て（中山間地域にあっては、次に掲げる整備のいずれか）を予定しており、省力化整備計画を作成した地区又は連携管理保全計画に省力化整備計画の内容が記載されている地区 (ア) 3ヘクタール以上の区画（隣接するほ場と均平が図られており、簡易な畦畔除去により3ヘクタール以上となる区画を含む。）の整備 (イ) 畦畔や施設等の維持管理や水管理の省力化	
	3 農村環境計画策定事業	農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け 29農振第2689号農林水産事務次官依命通知）第6の2の要件に該当するもの	当該補助事業費の62.5%	当該補助事業費の62.5%	
(10) 都道府県が行う水利施設等保全高度化事業、市町村及び土地改良区等が行う水利施設等保全高度化事業に要する経費に対し都道府県が補助する事業	1 水利施設整備事業 (1) 基幹水利施設整備型	水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け 29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）第6の要件に該当するもの	(1) 当該補助事業費の50% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の80% (3) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の65%	当該補助事業費の50%	事業等又は補助事業の区分の欄の1の水利施設整備事業（(12)の事業を除く。）又は2の畑地帯総合整備事業と併せ行う農村地域防災減災事業の補助率については、農地防災事業等補助金交付要綱（昭和38年8月30日付け31農地第4122号農林事務次官依命通知）によるものとする。

(2) 農業用水再 編対策型	水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2702 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の要件に該当す るもの	当該補助事業費の 50%	当該補助事業費の 50%
(3) 地域用水機 能増進型	水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2702 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の要件に該当す るもの	(1) 当該補助事業費の 50% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1) の規定に かかわらず、当該補助事業費の 80% (3) 奄美群島において行うものにあつては、(1) の規定 にかかわらず、当該補助事業費の 65%	当該補助事業費の 50%
(4) 流域水質保 全機能増進型	水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2702 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の要件に該当す るもの	(1) 当該補助事業費の 50% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1) の規定に かかわらず、当該補助事業費の 80% (3) 奄美群島において行うものにあつては、(1) の規定 にかかわらず、当該補助事業費の 65%	当該補助事業費の 50%
(5) 排水対策特 別型	水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2702 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の要件に該当す るもの	当該補助事業費の 50%	当該補助事業費の 50%
(6) 基幹水利施 設保全型	水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2702 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の要件に該当す るもの	(1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 50% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1) の規定に かかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費 の 80%（ただし、機能保全計画の策定は除く。） (3) 奄美群島において行うものにあつては、(1) の規定 にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業 費の 65%（ただし、機能保全計画の策定は除く。）	当該補助事業費又は当該間接 補助事業費の 50%
(7) 水利施設集 約再編型	水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2702 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の要件に該当す るもの	(1) 当該補助事業費の 50% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1) の規定に かかわらず、当該補助事業費の 80% (3) 奄美群島において行うものにあつては、(1) の規定 にかかわらず、当該補助事業費の 65%	当該補助事業費の 50%
(8) 低炭素農業 水利システム 構築型	水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2702 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の要件に該当す るもの	(1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 50% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1) の規定に かかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費 の 80% (3) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施 地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指 定棚田地域において行うものにあつては、(1) の規定 にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業 費の 55% (4) 奄美群島において行うものにあつては、(1) の規定 にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業 費の 65%	(1) 当該補助事業費又は当該 間接補助事業費の 50% (2) 離島、特別豪雪地帯、振 興山村、半島振興対策実施 地域、過疎地域、特定農山 村地域、急傾斜地帯又は指 定棚田地域において行うも のにあつては、(1) の規定 にかかわらず、当該補助事 業費又は当該間接補助事業 費の 55%

(9) 流域治水対策型	水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2702 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の要件に該当するもの	(1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 50% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1) の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 80% (3) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、(1) の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 55% (4) 奄美群島において行うものにあつては、(1) の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 65% (5) 緊急水管理システム整備事業を実施するものにあつては、(1)～(4) の規定にかかわらず定額	(1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 50% (2) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、(1) の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 55% (3) 緊急水管理システム整備事業を実施するものにあつては、(1) 及び(2) の規定にかかわらず定額
(10) 農地集積促進型	水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2702 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の要件に該当するもの（ただし、農業経営高度化支援事業を除く。）	(1) 当該補助事業費の 50% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1) の規定にかかわらず、当該補助事業費の 80% (3) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、(1) の規定にかかわらず、当該補助事業費の 55% (4) 奄美群島において行うものにあつては、(1) の規定にかかわらず、当該補助事業費の 65%	(1) 当該補助事業費の 50% (2) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、(1) の規定にかかわらず、当該補助事業費の 55%
(11) 畑作等推進支援水利再編型	水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2702 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の要件に該当するもの（ただし、農業経営高度化支援事業を除く。）	(1) 当該補助事業費の 50% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1) の規定にかかわらず、当該補助事業費の 80% (3) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、(1) の規定にかかわらず、当該補助事業費の 55% (4) 奄美群島において行うものにあつては、(1) の規定にかかわらず、当該補助事業費の 65%	(1) 当該補助事業費の 50% (2) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、(1) の規定にかかわらず、当該補助事業費の 55%
(12) 簡易整備型	水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2702 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の要件に該当するもの	(1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 50% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1) の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 80% (3) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、(1) の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 55% (4) 奄美群島において行うものにあつては、(1) の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 60%（ただし、鹿児島県が事業実施主体となつて行うもののうち水田地帯において農業用排水施設の整備を行うものにあつては、当該補助事業費の 65%、畑地帯において行うものにあつては、当該補助事業費の 2/3)	(1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 50%（ただし、北海道が事業実施主体となり、畑地帯において整備を行うものにあつては、当該補助事業費の 52%） (2) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、(1) の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 55%

(13) 農業経営高度化支援事業	水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2702 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の要件に該当するもののうち農業経営高度化支援事業	(1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 50% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1) の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 80% (3) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、(1) の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 55% (4) 奄美群島において行うものにあつては、(1) の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 65% (5) 農業経営高度化促進事業の産地形成支援事業にあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 12.5% (6) 農業経営高度化促進事業の産地形成支援事業にあつて、離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、(5) の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 7.5% (7) 農業経営高度化促進事業の産地形成支援事業にあつて、沖縄県において行うものにあつては、(5) の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 2.5% (8) 農業経営高度化促進事業の産地形成支援事業にあつて、奄美群島において行うものにあつては、(5) の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 2.0%	(1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 50% (2) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、(1) の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 55% (3) 農業経営高度化促進事業の産地形成支援事業にあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 7.5% (4) 農業経営高度化促進事業の産地形成支援事業にあつて、離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、(3) の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 2.5%
2 畑地帯総合整備事業			
(1) 畑地帯総合整備型			
ア 担い手育成対策	水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2702 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の要件に該当するもの（ただし、農業経営高度化支援事業を除く）	(1) 当該補助事業費の 50% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1) の規定にかかわらず、当該補助事業費の 75% (3) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、(1) の規定にかかわらず、当該補助事業費の 55% (4) 奄美群島において行うものにあつては、(1) の規定にかかわらず、当該補助事業費の 2/3	(1) 当該補助事業費の 52% (2) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、(1) の規定にかかわらず、当該補助事業費の 55%
イ 担い手支援対策	水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2702 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の要件に該当するもの（ただし、農業経営高度化支援事業を除く。）	(1) 当該補助事業費の 50% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1) の規定にかかわらず、当該補助事業費の 75% (3) 離島において行うものにあつては、(1) の規定にかかわらず、当該補助事業費の 52%	(1) 当該補助事業費の 52% (2) 営農用水事業を単独で行う場合にあつては、当該補助事業費の 45%

		(4) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の 2/3 (5) 営農用水事業を単独で行う場合にあっては、(1)から(4)までの規定にかかわらず、当該補助事業費の 45%（ただし、沖縄県において行うものにあつては当該補助事業費の 75%、離島において行うものにあつては当該補助事業費の 50%、奄美群島において行うものにあつては当該補助事業費の 52%）	
(2) 畑地帯総合整備中山間地域型			
ア 担い手育成対策	水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2702 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の要件に該当するもの（ただし、農業経営高度化支援事業を除く。）	(1) 当該補助事業費の 55% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の 75% (3) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の 2/3	当該補助事業費の 55%
イ 担い手支援対策	水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2702 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の要件に該当するもの（ただし、農業経営高度化支援事業を除く。）	(1) 当該補助事業費の 50% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の 75% (3) 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の 52% (4) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の 2/3 (5) 営農用水事業を単独で行う場合にあっては、(1)から(4)までの規定にかかわらず、当該補助事業費の 45%（ただし、沖縄県において行うものにあつては当該補助事業費の 75%、離島において行うものにあつては当該補助事業費の 50%、奄美群島において行うものにあつては当該補助事業費の 52%）	(1) 当該補助事業費の 52% (2) 営農用水事業を単独で行う場合にあっては、当該補助事業費の 45%
(3) 高収益作物導入促進型	水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2702 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の要件に該当するもの（ただし、農業経営高度化支援事業を除く。）	(1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 50% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 80% (3) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 55% (4) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 65%	(1) 当該補助事業費の 50% (2) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜畑地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の 55%
(4) 高収益作物転換型	水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2702 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の要件に該当するもの（ただし、農業経営高度化支援事業を除く。）	(1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 50% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 80% (3) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施	(1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 50% (2) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山

		地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 55% (4) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 65%	村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 55%
(5) 畑作物等転換型	水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2702 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の要件に該当するもの（ただし、農業経営高度化支援事業を除く。）	(1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 50% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 80% (3) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 55% (4) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 65%	(1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 50% (2) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 55%
(6) 農業経営高度化支援事業	水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2702 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の要件に該当するもののうち農業経営高度化支援事業	(1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 50% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 80%（ただし、畑地帯総合整備型又は畑地帯総合整備中山間地域型として実施する場合にあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 75%） (3) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 55% (4) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 65%（ただし、畑地帯総合整備型又は畑地帯総合整備中山間地域型として実施する場合にあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 2/3） (5) 農業経営高度化促進事業の産地形成支援事業にあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 10% (6) 農業経営高度化促進事業の産地形成支援事業にあつて、離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、(5)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 6% (7) 農業経営高度化促進事業の産地形成支援事業にあつて、沖縄県において行うものにあつては、(5)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 2% (8) 農業経営高度化促進事業の産地形成支援事業にあつて、奄美群島において行うものにあつては、(5)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 1.5%	(1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 50%（ただし、畑地帯総合整備型又は畑地帯総合整備中山間地域型として実施する場合にあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 52%） (2) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 55% (3) 農業経営高度化促進事業の産地形成支援事業にあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 6% (4) 農業経営高度化促進事業の産地形成支援事業にあつて、離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、(3)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 2%

	3 実施計画策 定事業	水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2702 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の要件に該当す るもの	(1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 50% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1) の規定に かかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費 の 80% (3) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施 地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指 定棚田地域において行うものにあつては、(1) の規定 にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業 費の 55% (4) 奄美群島において行うものにあつては、(1) の規定 にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業 費の 65% (5) 施設計画策定事業及び機能保全計画策定事業にあつ ては、(1) から(4)までの規定にかかわらず、定額 (6) 水利用調整事業のうち、水田農業高収益化推進計画 に係る産地推進計画に必要な水利使用の見直し及び小 水力発電施設の発電用水の確保に必要な水利使用の見 直しの場合にあつては、(1) から(4)までの規定にか かわらず、定額	(1) 当該補助事業費又は当該 間接補助事業費の 50% (2) 離島、特別豪雪地帯、振 興山村、半島振興対策実施 地域、過疎地域、特定農山 村地域、急傾斜地帯又は指 定棚田地域において行うも のにあつては、(1) の規定 にかかわらず、当該補助事 業費又は当該間接補助事業 費の 55% (3) 施設計画策定事業及び機 能保全計画策定事業にあつ ては、(1) 及び(2) の規定に かかわらず、定額 (4) 水利用調整事業のうち、 水田農業高収益化推進計画 に係る産地推進計画に必要 な水利使用の見直し及び小 水力発電施設の整備に係る 発電水利権の確保に必要な 水利使用の見直しの場合に あつては、(1) 及び(2) まで の規定にかかわらず、定額	
(11) 都道府県が行 う中山間地域農業 農村総合整備事 業、市町村及び地 域協議会等が行う 中山間地域農業農 村総合整備事業に 要する経費に対し 都道府県が補助す る事業	1 中山間地域 総合整備事業 2 実施計画等 策定事業 (1) 計画策定事 業 (2) 経営体育成 促進換地等調 整	中山間地域農業農村総合整備事業実施要綱（令和 2 年 3 月 31 日 付け元農振第 2707 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の 1 の要件 に該当するもの 中山間地域農業農村総合整備事業実施要綱（令和 2 年 3 月 31 日 付け元農振第 2707 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の 2 の要件 に該当するもの	(1) 当該補助事業費の 55% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1) の規定に かかわらず、当該補助事業費の 75% (3) 奄美群島において行うものにあつては、(1) の規定 にかかわらず、当該補助事業費の 70% (4) 離島において行うものにあつては、(1) の規定にか かわらず、当該補助事業費の 60% (1) 当該補助事業費の 55% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1) の規定に かかわらず、当該補助事業費の 75% (3) 奄美群島において行うものにあつては、(1) の規定 にかかわらず、当該補助事業費の 70% (4) 離島において行うものにあつては、(1) の規定にか かわらず、当該補助事業費の 60%	当該補助事業費の 55% 当該補助事業費の 55%	
(12) 都道府県が行 う水利施設管理強 化事業、市町村及 び土地改良区等が 行う水利施設管理 強化事業に要する 経費に対し都道府 県が補助する事業	水利施設管理強 化事業 1 一般型	水利施設管理強化事業実施要綱（令和 3 年 3 月 29 日付け 2 農振 第 3534 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 1 に掲げる事業に該 当するもの。	当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 1/2	当該補助事業費又は当該間接 補助事業費の 1/2	

	2 連携管理保 全型	水利施設管理強化事業実施要綱（令和３年３月 29 日付け 2 農振第 3534 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 2 に掲げる事業であって、水利施設管理強化事業実施要綱別表 2 のアに該当するもの。 水利施設管理強化事業実施要綱（令和３年３月 29 日付け 2 農振第 3534 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 2 に掲げる事業であって、水利施設管理強化事業実施要綱別表 2 のイに該当するもの。	当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 1/4	当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 1/4	
	3 特別型	(1)水利施設管理強化事業実施要綱（令和３年３月 29 日付け 2 農振第 3534 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 3 の（１）及び（３）に掲げる事業に該当するもの。 (2)水利施設管理強化事業実施要綱（令和３年３月 29 日付け 2 農振第 3534 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 3 の（２）に掲げる事業に該当するもの。	当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 1/2 定額	当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 1/2 定額	
	4 管理水準向 上型	水利施設管理強化事業実施要綱（令和３年３月 29 日付け 2 農振第 3534 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 4 に掲げる事業に該当するもの。	当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 1/2	当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 1/2	
	5 包括的民間 委託推進型	水利施設管理強化事業実施要綱（令和３年３月 29 日付け 2 農振第 3534 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 5 に掲げる事業に該当するもの。	定額	定額	
	6 省エネルギー 推進型	水利施設管理強化事業実施要綱（令和３年３月 29 日付け 2 農振第 3534 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 6 に掲げる事業に該当するもの。	定額	定額	
(13) 都道府県が行 う農村整備事業、 市町村及び土地改 良区等が行う農村 整備事業に要する 経費に対し都道府 県が補助する事業	1 農業集落排 水施設整備事 業	農村整備事業実施要綱（令和３年４月 1 日付け 2 農振第 2736 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の要件に該当するもの	(1) 当該補助事業費の 50%（ただし、沖縄県において行うものにあつては、当該補助事業費の 75%、奄美群島において行うものにあつては、当該補助事業費の 60%） (2) 調査計画策定にあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の 50%（ただし、調査計画事業計画に目標を定めて実施する場合にあつては、定額）	(1) 当該補助事業費の 50% (2) 調査計画策定にあつては、当該補助事業費の 50%（ただし、調査計画事業計画に目標を定めて実施する場合にあつては、定額）	
	2 農道・集落 道整備事業	農村整備事業実施要綱（令和３年４月 1 日付け 2 農振第 2736 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の要件に該当するもの	(1) 当該補助事業費の 50%（ただし、集落道の整備であつて振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は指定棚田地域において行うもの、離島において行うもの及び水源地域対策関連事業にあつては、当該補助事業費の 55%、沖縄県において行うものにあつては、当該補助事業費の 85%、本土と離島及び離島と離島を連絡する橋にかかるものにあつては、当該補助事業費の 2/3、奄美群島において行うものにあつては、当該補助事業費の 75%） (2) 調査計画策定にあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の 50%	(1) 当該補助事業費の 55% (2) 調査計画策定にあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の 50%	

	3 営農飲雑用水施設整備事業 4 地域資源利活用施設整備事業 5 集落防災安全施設整備事業 6 計画策定等事業	農村整備事業実施要綱（令和３年４月１日付け２農振第 2736 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の要件に該当するもの 農村整備事業実施要綱（令和３年４月１日付け２農振第 2736 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の要件に該当するもの	(1) 当該補助事業費の 50%（ただし、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は指定棚田地域において行うものにあつては、当該補助事業費の 55%、沖縄県において行うものにあつては、当該補助事業費の 75%、離島において行うものにあつては、当該補助事業費の 60%、奄美群島において行うものにあつては、当該補助事業費の 70%） (2) 調査計画策定にあつては、(1) の規定にかかわらず、当該補助事業費の 50% 定額	(1) 当該補助事業費の 50%（ただし、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は指定棚田地域において行うものにあつては、当該補助事業費の 55%） (2) 調査計画策定にあつては、(1) の規定にかかわらず、当該補助事業費の 50% 定額	
(14) 都道府県が行う土地改良施設突発事故復旧・防止事業、市町村及び土地改良区等が行う土地改良施設突発事故復旧・防止事業に要する経費に対し都道府県が補助する事業	土地改良施設突発事故復旧・防止事業	土地改良施設突発事故復旧・防止事業（補助）実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2308 号農林水産事務次官依命通知）第 5 の 2 の要件に該当するもの	(1) 当該補助事業費の 50% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1) の規定にかかわらず、当該補助事業費の 80% (3) 離島において行うものにあつては、(1) の規定にかかわらず、当該補助事業費の 52% (4) 奄美群島において行うものにあつては、(1) の規定にかかわらず、当該補助事業費の 2/3 (5) 過疎地域、振興山村、半島振興対策実施地域又は特定農山村地域（これらの地域を含む市町村を含む。）において行うものにあつては、(1) の規定にかかわらず、当該補助事業費の 55%（ただし、離島の過疎地域、振興山村、半島振興対策実施地域又は特定農山村地域（これらの地域を含む市町村を含む。）において行うものにあつては、当該補助事業費の 60%）	(1) 当該補助事業費の 50% (2) 離島において行うものにあつては、(1) の規定にかかわらず、当該補助事業費の 52% (3) 過疎地域、振興山村、半島振興対策実施地域又は特定農山村地域（これらの地域を含む市町村を含む。）において行うものにあつては、(1) の規定にかかわらず、当該補助事業費の 55%（ただし、離島の過疎地域、振興山村、半島振興対策実施地域又は特定農山村地域（これらの地域を含む市町村を含む。）において行うものにあつては、当該補助事業費の 60%）	

（備考 1）

1 平成 8 年度までに採択された土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について（平成 9 年 10 月 8 日付け 9 構改 D 第 242 号農林水産事務次官通知）による改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の欄の(6)採択基準等の欄の(3)に掲げる事業に係る補助率については、なお従前の例による。

2 平成 9 年度までに採択された土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について（平成 10 年 5 月 20 日付け 10 構改 D 第 429 号農林水産事務次官通知）による改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の欄の(1)から(7)に掲げる事業であつて、当該費用につき平成 9 年度以前の予算に係る国の補助金が交付されたものについての平成 10 年度以降の予算に係る国の補助については、なお従前の例による。

3 平成 10 年までに採択された土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について（平成 11 年 10 月 1 日付け 11 構改 D 第 409 号農林水産事務次官通知）による改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の欄の(1)、(2)及び(6)に掲げる事業に係る補助率については、なお従前の例による。

4 平成 11 年度までに採択された土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について（平成 12 年 10 月 31 日付け 12 構改 D 第 775 号農林水産事務次官通知）による改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の欄の(1)及び(6)に掲げる事業に係る補助率については、なお従前の例による。

5 この改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱に基づき平成 12 年度までに採択された事業については、改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の欄の（１）に掲げる事業に係る補助率を適用する。

6 平成 14 年度までに採択された土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について（平成 15 年 4 月 1 日付け 14 農振第 2503 号農林水産事務次官通知）による改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の欄の(5)及び(6)に掲げる事業については、なお従前の例による。

7 平成 15 年度までに採択された土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について（平成 16 年 3 月 30 日付け 15 農振第 2749 号農林水産事務次官通知）による改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱

別表の事業等の欄の(1)、(5)及び(6)に掲げる事業であって、当該費用につき平成 15 年度以前の予算に係る国の補助金が交付されたものについての平成 16 年度以降の予算に係る国の補助については、なお従前の例による。

- 8 平成 18 年度までに採択された土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 農振第 2023 号農林水産事務次官依命通知）による改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の欄の(1)、(4)の 3 及び(7)に掲げる事業に係る補助率については、なお従前の例による。
- 9 地域ぐるみため池保全活動推進事業実施要綱（平成 13 年 3 月 30 日付け 12 農振第 1942 号農林水産事務次官依命通知）に基づき平成 13 年度から平成 14 年度までに採択された地区のうち、平成 20 年 3 月 31 日において現に施行している地域ぐるみため池保全活動推進事業であって、当該事業に要する費用につき平成 19 年度以前の予算に係る国の補助金が交付されたものについての平成 20 年度以降の予算に係る国の補助については、なお従前の例による。
- 10 平成 20 年度までに採択された土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について（平成 21 年 4 月 1 日付け 20 農振第 2224 号農林水産事務次官依命通知。以下「平成 21 年 4 月改正通知」という。）による改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の欄の(3)に掲げる事業に係る補助率については、平成 21 年 4 月改正通知による改正後の事業等の欄の(3)事業等又は補助対象事業の区分の欄の「基幹農道整備事業」の実施地区とみなして、同事業の補助率を適用する。ただし、平成 20 年度までに採択された平成 21 年 4 月改正通知による改正前の(3)に掲げる事業のうち、補助率の欄の(1)の市町村営のものに係る補助率については、なお従前の例による。
- 11 土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2441 号農林水産事務次官依命通知）による改正後のこの通知の規定は、平成 22 年度以降の年度の予算に係る国の補助（平成 21 年度の国庫債務負担行為に基づき平成 22 年度に支出するべきとされた国の補助を除く。）について適用し、平成 21 年度の国庫債務負担行為に基づき平成 22 年度に支出するべきものとされたもの及び平成 21 年度以前の歳出予算に係る国の補助で平成 22 年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。
- 12 農業競争力強化基盤整備事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2091 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 4 の農地防災事業であって、平成 25 年度補正予算（第 1 号）成立日前に採択された地区の国の補助については、なお従前の例による。
- 13 平成 24 年度までに採択された土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について（平成 26 年 3 月 28 日付け 25 農振第 2273 号農林水産事務次官依命通知。以下、「平成 26 年 3 月改正通知」という。）による改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の欄に掲げる(2)の事業のうち補助対象事業の区分の欄の(2)から(7)までに掲げる事業並びに同表の事業等の欄に掲げる(5)及び(11)から(13)までの事業については、なお従前の例による。
- 14 平成 25 年度までに採択された平成 26 年 3 月改正通知による改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の欄に掲げる(15)の事業のうち水利施設整備事業の基幹水利施設保全型の補助率については、なお従前の例による。
- 15 平成 27 年度までに採択された土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2260 号農林水産事務次官依命通知。以下「平成 28 年度 4 月改正通知」という。）による改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の欄に掲げる(7)、(9)及び(11)の事業については、なお従前の例による。
- 16 平成 29 年度までに採択された土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2970 号農林水産事務次官依命通知。以下「平成 30 年度 4 月改正通知」という。）による改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の欄の(9)、(10)、(11)、(12)、(13)及び(14)に掲げる事業については、なお従前の例による。
- 17 令和元年度までに採択された土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について（令和 2 年 4 月 1 日付け元農振第 3480 号農林水産事務次官依命通知）による改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の欄の(2)の事業のうち事業等又は補助対象事業の区分の欄の 1 に掲げる事業については、なお従前の例による。
- 18 令和 2 年度までに採択された土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について（令和 3 年 4 月 1 日付け 2 農振第 2922 号農林水産事務次官依命通知）による改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の欄の(8)に掲げる事業については、なお従前の例による。
- 19 令和 6 年度までに採択された土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について（令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農振第 2888 号農林水産事務次官依命通知）による改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の欄の(7)に掲げる事業については、なお従前の例による。
- 20 令和 7 年 7 月 31 日までに採択された土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について（令和 7 年 8 月 6 日付け 7 農振第 1316 号農林水産事務次官依命通知）による改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の欄の(12) 3 特別型に掲げる事業については、なお従前の例による。

（備考 2）

特定市町村の区域のうち離島、半島振興対策実施地域、特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、急傾斜畑地帯若しくは指定棚田地域又は特別特定市町村の区域以外の区域内において行う事業（別表の事業等の欄の(14)に掲げる事業を除く。）については、令和 3 年度から令和 8 年度までの間の交付率を、事業採択があった年度に応じて、それぞれ令和 3 年度にあっては 55%、令和 4 年度にあっては 55%、令和 5 年度にあっては 54%、令和 6 年度にあっては 53%、令和 7 年度にあっては 52%、令和 8 年度にあっては 51%とする。

（備考 3）

特別特定市町村の区域のうち離島、半島振興対策実施地域、特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、急傾斜畑地帯又は指定棚田地域の区域以外の区域内において行う事業（別表の事業等の欄の(14)に掲げる事業を除く。）については、令和 3 年度から令和 9 年度までの間の交付率を、事業採択があった年度に応じて、それぞれ令和 3 年度にあっては 55%、令和 4 年度にあっては 55%、令和 5 年度にあっては 55%、令和 6 年度にあっては 54%、令和 7 年度にあっては 53%、令和 8 年度にあっては 52%、令和 9 年度にあっては 51%とする。

（備考 4）

別表の事業等の欄の(14)に掲げる事業を、特定市町村に該当する市町村のうち半島振興対策実施地域、振興山村若しくは特定農山村地域を含む市町村又は特別特定市町村に該当する市町村以外の市町村において行う場合は、令和 4 年度から令和 8 年度までの交付率を、事業採択があった年度に応じて、それぞれ令和 4 年度にあっては 55%、令和 5 年度にあっては 54%、令和 6 年度にあっては 53%、令和 7 年度にあっては 52%、令和 8 年度にあっては 51%とし、離島の特定市町村に該当する市町村のうち半島振興対策実施地域、振興山村若しくは特定農山村地域を含む市町村又は特別特定市町村以外の市町村において行う場合は、令和 4 年度から令和 8 年度までの交付率を、事業採択があった年度に応じて、それぞれ令和 4 年度にあっては 60%、令和 5 年度にあっては 58.4%、令和 6 年度にあっては 56.8%、令和 7 年度にあっては 55.2%、令和 8 年度にあっては 53.6%とする。

(備考5)

別表の事業等の欄の(14)に掲げる事業を、特別特定市町村に該当する市町村のうち半島振興対策実施地域、振興山村又は特定農山村地域を含む市町村以外の市町村において行う場合は、令和4年度から令和9年度までの交付率を、事業採択があった年度に応じて、それぞれ令和4年度にあつては55%、令和5年度にあつては55%、令和6年度にあつては54%、令和7年度にあつては53%、令和8年度にあつては52%、令和9年度にあつては51%とし、離島の特別特定市町村に該当する市町村のうち半島振興対策実施地域、振興山村又は特定農山村地域を含む市町村以外の市町村において行う場合は、令和4年度から令和9年度までの交付率を、事業採択があった年度に応じて、それぞれ令和4年度にあつては60%、令和5年度にあつては60%、令和6年度にあつては58.4%、令和7年度にあつては56.8%、令和8年度にあつては55.2%、令和9年度にあつては53.6%とする。

(備考6)

電気通信設備等の移転等において、国又は事業実施主体と電気通信事業者等の協定等により、移転等に係る工事費用の一部を電気通信事業者等が負担した場合の補助金額の算定については、電気通信事業者等の負担額を含めた工事費全額に対して、規定の補助率を乗じて行うこととし、補助金の確定額の算出における実支出額については、電気通信事業者等負担額を含めた額とする。

この場合、電気通信設備等の移転等に係る支出書類として、移転工事費と移転補償費との差額に相当する金額が電気通信事業者等の負担であることが明らかとなるよう整理しておくこと。

別記様式第 1 号（第 4 関係）

〇〇年度 〇〇事業補助金交付申請書

番 号
年月日

〇〇農政局長（別記 1 に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先。

ただし、別記 1 の補助事業者の区分（1）及び（2）にあつては農林水産大臣） 殿

（別記 1 の補助事業者の区分（1）及び（2）にあつては（国土交通省北海道開発局長 経由））

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和 31 年 8 月 13 日付け 31 農地第 3966 号農林事務次官依命通知）第 4 の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 収支予算書（別紙第 1 のとおり。ただし、土地改良施設維持管理適正化事業補助及び土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策にあつては不要とする。）

3 経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び計画（別紙第 2 のとおり。ただし、土地改良施設維持管理適正化事業補助にあつては別紙第 3 及び別紙第 4、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策にあつては別紙第 5 及び別紙第 6 のとおり。）

4 事業の完了予定年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

5 添付書類

- （1）定款、寄付行為又は業務方法書等の規約
- （2）資産及び負債に関する事項を記載した書類
- （3）収支予算（収支決算）に関する事項を記載した書類
- （4）都道府県の補助金交付規程又は要綱（間接補助事業を行う場合に限る。）

（注 1）この申請書は、直接補助事業及び間接補助事業ごとに区分して、それぞれ作成すること。

（注 2）記載事項及び添付書類が既に提出している（公募に応募した際に提出した資料、実施要綱に基づく事業実施計画等）資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

（注 3）都道府県の補助金交付規定又は要綱について、都道府県のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略できる。

別紙第 1

収支予算書

区 分	事業費	国 庫 補助金	国庫補助 率	都道府 県 費	市町村費	そ の 他	備 考
〇〇事業工事費 △△地区 ◇◇◇地区 ☆☆☆地区 計	円	円	%	円	円	円	

別紙第 2

経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び計画

都道府県営事業の場合

事業名				地区名				施行 年度	(全計)	年度～ 年度～	年度～ 年度～	受益 面積	ha			
費目	工種	総 量		前年度まで		本年度							翌年度以降		備考	
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国庫補 助金	国庫補 助率	国庫補助金以外の財源			事業量	事業費		
										都道府 県費	市町 村費	土地改 良区 その他				
			円		円		円	円	%	円	円	円		円		
計																

(注) 添付書類 土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について（昭和 44 年 5 月 24 日 44 農地 A 第 826 号農林事務次官通知）に係る返還対象事業にあっては、地区内における国庫補助金の振り分けの基準を記載した書面（ただし、実績報告書提出時のみ添付すること。）

(記載要領)

1 費目欄には、工事費の費目の純工事費（工事の施行に直接必要な労務費、材料費、役務費、仮設損料、土地借料等。ただし、請負施行の場合にあっては、これらの費用のほか船舶機械損料、営繕損料及び諸経費を含む。）、測量設計費（工事の施行に必要な調査、測量、試験及び設計に要する費用）、船舶及機械器具費（工事の施行に直接必要な機械器具、車両（乗用車を除く。）、船舶等の購入費、借料、運搬費、据付費、撤去費及び修理若しくは製作に要する費用）、用地費及補償費（工事の施行に必要な土地等の買収費、借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用（補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。））、換地費（換地計画の作成及び換地処分に要する費用）、全体実施設計費（全体実施設計に要する費用）、管理支援費（操作運転費、点検整備費、機械器具費、多面的機能の発揮に対応した費用、治水協定ダムの洪水調整機能強化等の発揮に対応した費用、管理強化計画に位置付けられた土地改良区等の管理施設の管理に要する費用及び整備補修に要する費用、農業用ダムの洪水調節機能を付加・強化するための管理体制の構築等に係る取組に要する費用、治水協定ダムの事前放流等利水を目的とした管理の範疇を超える取組に要する費用、渇水・高温対策計画に位置付けられた取組に要する費用、特定外来生物対策計画に位置付けられた取組に要する費用、管理水準向上計画に位置付けられた最新の技

術的な知見等を踏まえた管理の効率化・高度化のための技術的支援に要する費用、包括的民間委託推進計画に位置付けられた包括的民間委託の推進に係る調査等の取組若しくは包括的民間委託に係る費用及び省エネルギー化推進計画に位置付けられた農業水利施設の省エネルギー化・コスト削減の取組若しくは管理に要する費用）及び促進費（土地利用に係る調査及び調整、農用地の利用集積や高収益作物の導入に係る指導、促進支援等に要する費用）並びに調査・調整費（土地利用、基盤整備等に係る調査及び調整に要する費用）を記載し、農業基盤整備促進事業にあつては、純工事費、測量設計費、船舶及機械器具費、用地費及補償費、換地費、全体実施設計費、調査・調整費（土地利用、基盤整備等に係る調査及び調整に要する費用）及び経理管理・指導費（外部監査に係る委託、指導に係る旅費等に要する費用）を記載し、農地中間管理機構関連農地整備事業にあつては、純工事費、測量設計費、船舶及機械器具費、用地費及補償費、換地費、全体実施設計費及び推進費（基盤整備と一体的に農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化の推進に要する費用）並びに調査・調整費を記載すること。

- 2 施行年度欄には、当該地区が事業に着手した年度及び事業の完了の予定している年度を記載すること。ただし、全体実施設計期間については、上段にその年度を記載すること。
- 3 工種欄には、ダム、ため池、頭首工、揚（排）水機場、用（排）水路、農道、隧道、橋梁、農地保全施設等を記載し、農業競争力強化農地整備事業、水利施設等保全高度化事業及び中山間地域農業農村総合整備事業にあつては、農業用排水施設、暗渠排水、農道、客土、区画整理、農用地造成、農地保全施設等を記載すること。
- 4 事業量欄及び事業費欄には、該当する事業量及び事業費を記載すること。
- 5 国庫補助金以外の財源欄には、実質の負担区分に基づき記載すること。
- 6 二つ以上の補助率を適用する場合には、備考欄にそれぞれの補助率の対象となる事業費又は受益面積を記載し、国庫補助金の算出根拠を明記すること。
- 7 不発弾等事前探査については、工種欄には対象事業名を、事業量欄には水平探査面積（㎡）、鉛直探査量（箇所数及び削孔長（m））及び確認のための掘削量（㎡）を、事業費欄には事業量欄に示す事前探査の種類ごとに要する経費を記入すること。
- 8 備考欄には、当該年度の事業の着手及び完了の予定年月日並びに事業完了後の施設管理者を記載すること。また、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入することとし、「該当なし」の場合は、以下のうち該当する番号を合わせて記載すること。
 - ① 免税事業者
 - ② 簡易課税制度の適用を受ける者
 - ③ 地方公共団体の一般会計
 - ④ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であつて、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの
- 9 国営造成施設管理体制整備促進事業については、受益面積の欄は記入不要とする。
- 10 草地畜産基盤整備事業にあつては、次により記載すること。
 - （1）複数の地区で事業を行う場合にあつては、総括表を添付すること。
 - （2）事業計画策定事業を行う場合にあつては、「費目」欄を「地区名」欄及び「工種」欄を「事業の型名」欄に読み替えて記載すること。
 - （3）事業名欄には、事業名を記載するとともに、事業の型名を括弧書きで記載すること。
 - （4）費目欄には、草地開発整備事業等事業費積算要領（昭和46年4月19日付け46畜B第945号農林水産省生産局長通知）第2の事業費の構成を記載すること。
 - （5）工種欄には、農業競争力強化農地整備事業において行う草地畜産整備事業にあつては、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29生畜第1500号・29農振第2605号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）別紙3に定める全ての事業工種を記載すること。
- 11 農業競争力強化農地整備事業のうち実施計画等策定事業（実施計画作成事業に限る。）及び農村環境計画策定事業、農地中間管理機構関連農地整備事業のうち実施計画等策定事業（実施計画策定事業に限る。）及び農村環境計画策定事業、水利施設等保全高度化事業のうち実施計画等策定事業（施設計画策定事業に限る。）、中山間地域農業農村総合整備事業のうち実施計画等策定事業（実施計画策

定事業に限る。)並びに農村整備事業のうち計画策定等事業にあつては、「費目」欄を「市町村名等」欄に、「工種」欄を「調査項目」欄に、本年度の「事業量」欄を「全体調査費」欄に、本年度の「事業費」欄を「算出根拠」欄(支出科目ごとに記載すること。)にそれぞれ読み替えて記載し、「受益面積」欄、「総量」欄、「前年度まで」欄及び「翌年度以降」欄の記載を要しない。

- 12 土地改良融資事業等指導監督にあつては、本年度の事業量欄に統合整備推進委員会開催回数を、本年度の事業費欄、国庫補助金欄、国庫補助率欄及び国庫補助金以外の財源欄に当該事業に要する経費を記載すること。また、費目欄、受益面積欄、工種欄、総量欄、前年度まで欄及び翌年度以降欄の記載を要しない。
- 13 別表の(備考6)の場合であつて、電気通信事業者等の負担額について申請段階で把握している場合は、「国庫補助金以外の財源」欄のうち、「土地改良区その他」欄には、電気通信事業者等ごとに負担額の合計を記載する。

団体営事業(草地畜産基盤整備事業にあつては、公社営事業)の場合

事業名				地区名 (事業主体)		()		施行 年度	年度～ 年度						
費目	工種	総 量		前年度まで		本年度							翌年度以降		備考
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国庫補 助金	国庫補助 率	国庫補助金以外の財源			事業量	事業費	
										都道府 県費	市町 村費	土地改 良区 その他			
			円		円		円	円	%	円	円	円		円	
計															

(注) 添付書類 土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について(昭和44年5月24日44農地A第826号農林事務次官通知)に係る返還対象事業にあつては、地区内における国庫補助金の振り分けの基準を記載した書面(ただし、実績報告書提出時のみ添付すること。)

(記載要領)

- 地区名の下に括弧書きで、事業主体名及び関係市町村名を記載すること。
- 費目欄には、工事費の費目の純工事費(工事の施行に直接必要な労務費、材料費、役務費、仮設損料、土地借料等。ただし、請負施行の場合にあつては、これらの費用のほか船舶機械損料、営繕損料及び諸経費を含む。)、測量設計費(工事の施行に必要な調査、測量、試験及び設計に要する費用)、船舶及機械器具費(工事の施行に直接必要な機械器具、車両(乗用車を除く。)、船舶等の購入費、借料、運搬費、据付費、撤去費及び修理若しくは製作に要する費用)、用地費及補償費(工事の施行に必要な土地等の買収費、借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用(補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。))、全体実施設計費(全体実施設計に要する費用)、換地費(換地計画の作成及び換地処分に要する費用)、管理支援費(操作運転費、点検整備費、機械器具費、多面的機能の発揮に対応した費用、治水協定ダムの洪水調整機能強化等の発揮に対応した費用、管理強化計画に位置づけられた土地改良区等の管理施設の管理に要する費用及び整備補修に要する費用、農業用ダムの洪水調節機能を付加・強化するための管理体制の構築等に係る取り組みに要する費用、治水協定ダムの事前放流等利水を目的とした管理の範疇を超える取組に要する費用、渇水・高温対策計画に位置付けられた取組に要する費用、特定外来生物対策計画に位置付けられた取組に要する費用、管理水準向上計画に位置付けられた最新の技術的な知見等を踏まえた管理の効率化・高度化のための技術的支援に要する費用、包括的民間委託推進計画に位置付けられた包括的民間委託の推進に係る調査等の取組若しくは包括的民間委託に係る費用及び省エネルギー化推進

計画に位置付けられた農業水利施設の省エネルギー化・コスト削減の取組若しくは管理に要する費用)及び促進費(土地利用に係る調査及び調整、農用地の利用集積や高収益作物の導入に係る指導、促進支援等に要する費用)並びに調査・調整費(土地利用、基盤整備等に係る調査及び調整に要する費用)を記載し、農業基盤整備促進事業にあっては、純工事費、測量設計費、船舶及機械器具費、用地費及補償費、全体実施設計費、換地費、調査・調整費(土地利用、基盤整備等に係る調査及び調整に要する費用)及び経理管理・指導費(外部監査に係る委託、指導に係る旅費等に要する費用)を記載し、農地中間管理機構関連農地整備事業にあっては、純工事費、測量設計費、船舶及機械器具費、用地費及補償費、換地費、全体実施設計費及び推進費(基盤整備と一体的に農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化の推進に要する費用)並びに調査・調整費を記載すること。

- 3 工種欄には、純工事費の工種のダム、ため池、頭首工、揚(排)水機場、用(排)水路、隧道、橋梁、農地保全等を記載し、総合事業、農業基盤整備促進事業及び中山間地域農業農村総合整備事業にあっては、農業用排水、暗渠排水、農道、客土、区画整理、農用地造成、農地保全施設等を記載すること。
- 4 事業量欄及び事業費欄には、該当する事業量及び事業費を記載すること。
- 5 国庫補助金以外の財源欄には、実質の負担区分に基づき記載すること。
- 6 二つ以上の補助率を適用する場合には、備考欄にそれぞれの補助率の対象となる事業費又は受益面積を記載し、国庫補助金の算出根拠を明記すること。
- 7 備考欄には、当該地区の受益面積、施行年度、当該年度の事業の着手及び完了の予定年月日並びに事業の完了後の施設の予定管理者を記載するとともに、事業主体ごとに、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入することとし、「該当なし」の場合は、以下のうち該当する番号を合わせて記載すること。
 - ① 免税事業者
 - ② 簡易課税制度の適用を受ける者
 - ③ 地方公共団体の一般会計
 - ④ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人(公共法人、公益法人等)又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの
- 8 不発弾事前探査については、事業量欄には水平探査面積(m^2)、鉛直探査量(箇所数及び削孔長(m))及び確認のための掘削量(m^2)を、事業費欄には事業量欄に示す事前探査の種類ごとに要する経費を記入すること。
- 9 土地改良融資事業等指導監督費については、別表の事業等欄の(7)の土地改良融資事業等指導監督の採択基準等欄に掲げる事業等ごとに事業名欄及び、本年度の事業費、国庫補助金、国庫補助率及び国庫補助金以外の財源の各欄に記載するとともに次により記載すること。
 - (1) 都道府県土地改良事業団体連合会が行う土地改良区機能強化支援事業のうち施設・財務管理強化対策の場合は本年度の事業量欄に管理運営体制強化委員会開催回数、管理専門指導員設置員数、指導予定地区数及び協議会開催回数を記載すること。(指導予定地区数については、土地改良施設の診断・管理指導、土地改良区の経営診断・改善指導のそれぞれについて記載すること。)
 - (2) 都道府県土地改良事業団体連合会が行う土地改良区機能強化支援事業のうち受益農地管理強化対策の場合は本年度の事業量欄に受益農地管理強化委員会開催回数、換地選定手法指導、換地処分未了地区解消指導、財産管理制度等の活用に関する指導及び交換分合等による農用地の利用集積に関する指導の実施予定回数を記載すること。
 - (3) 土地改良区が行う土地改良区機能強化支援事業のうち受益農地管理強化対策の場合は本年度の事業量欄に実施予定筆数及び地積(m^2)を記載すること。
 - (4) 土地改良区が行う土地改良区機能強化支援事業のうち水土里ビジョン策定推進対策又は統合整備強化対策の場合は、地区名欄に本対策の実施地区名を、本年度の事業量欄に協議会開催回数を、本年度の事業費、国庫補助金、国庫補助率、国庫補助金以外の財源の各欄に当該事業に要する経費を費目ごとに記載すること。
 - (5) 都道府県土地改良事業団体連合会が行う土地改良区機能強化支援事業のうち研修・人材育成にあっては、本年度の事業量欄に土地改良区機能強化支援事業実施要綱(令和7年4月1日付け6農振

- 第 2936 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の 2 に定める研修ごとに実施予定回数を記載すること。
- （6）公募団体が行う土地改良区機能強化支援事業にあつては、費目欄に各事業の公募要領に定める経費を記載すること。
- 10 草地畜産基盤整備事業にあつては、次により記載すること。
- （1）複数の地区で事業を行う場合にあつては、総括表を添付すること。
- （2）事業計画策定事業を行う場合にあつては、「費目」欄を「地区名」欄及び「工種」欄を「事業の型名」欄に読み替えて記載すること。
- （3）事業名欄には、事業名を記載するとともに、事業の型名を括弧書きで記載すること。
- （4）費目欄には、草地開発整備事業等事業費積算要領（昭和 46 年 4 月 19 日付け 46 畜 B 第 945 号農林水産省生産局長通知）第 2 の事業費の構成を記載すること。
- （5）工種欄には、農業競争力強化農地整備事業において行う草地畜産整備事業にあつては、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 畜第 1500 号・29 農振第 2605 号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）別紙 3 に定める全ての事業工種を記載すること。
- 11 農業競争力強化農地整備事業のうち実施計画等策定事業（実施計画策定事業に限る。）及び農村環境計画策定事業、農地中間管理機構関連農地整備事業のうち実施計画等策定事業（実施計画策定事業に限る。）及び農村環境計画策定事業、水利施設等保全高度化事業のうち実施計画等策定事業（施設計画策定事業に限る。）、中山間地域農業農村総合整備事業のうち実施計画等策定事業（実施計画策定事業に限る。）並びに農村整備事業のうち計画策定等事業にあつては、「費目」欄を「市町村名等」欄に、「工種」欄を「調査項目」欄に、本年度の「事業量」欄を「全体調査費」欄に、本年度の「事業費」欄を「算出根拠」欄（支出科目ごとに記載すること。）にそれぞれ読み替えて記載し、「受益面積」欄、「総量」欄、「前年度まで」欄及び「翌年度以降」欄の記載を要しない。
- 12 農業競争力強化農地整備事業のうち実施計画等策定事業（経営体育成促進換地等調整事業に限る。）及び農地中間管理機構関連農地整備事業のうち実施計画等策定事業（経営体育成促進換地等調整事業に限る。）にあつては、「費目」欄に「換地等調整費」と記載し、「事業量」欄を「地区面積（ha）」欄に読み替えて記載すること。
- 13 土地改良施設 P C B 廃棄物処理促進対策事業にあつては、「費目」欄に「収集運搬費」及び「P C B 分析調査費」と記載し、「費目」欄に「収集運搬費」と記載した場合は「工種」欄を「P C B 廃棄物の種別」欄に読み替えて記載し、「費目」欄に「P C B 分析調査費」と記載した場合は「工種」欄を「分析調査対象施設」又は「塗膜処分対象施設」欄に読み替えて記載すること。
- 14 別表の（備考 6）の場合であつて、電気通信事業者等の負担額について申請段階で把握している場合は、「国庫補助金以外の財源」欄のうち、「土地改良区その他」欄には、電気通信事業者等ごとに負担額の合計を記載する。

別紙第 3

土地改良施設維持管理適正化事業の場合

経 費 の 配 分

費目	資金拠出 連合会数	事業費	事業費の内訳					備考
			国庫 補助金	地方連合会拠出金等			その他	
				都道府県 補助金	土地改良区 等拠出金	小計		
		円	円	円	円	円	円	

（記載要領）

- 「費目」欄には、「資金造成等」と「事務費」の別を記載すること。
- 資金造成等にあつては、「事業費」欄に当該資金造成の総額及び財政融資資金からの借入金の合計を記載し、財政融資資金からの借入額は「その他」欄に記載すること。

別紙第 4

土地改良施設維持管理適正化事業の場合

全 体 計 画 の 概 要

各地方連合会名	資金造成の明細					財政 融 資 資 金	資金 造成 及び 財政 融 資 資 金 の計	交付金の明細			備考
	資金 抛 出 土 地 改 良 区 等 数	資金抛出区分						交付金 交付対象 土地改良 区等数	土地改良 施設整備 補修 総事業費	交 付 金 額	
		土地改 良区等 抛出金	都道府県 補助金	国庫 補助金	計						
		円	円	円	円	円	円		円	円	

(記載要領)

- 1 整備補修事業（一般型）、施設改善対策事業及び安全管理施設整備対策事業にあつては、「財政融資資金」及び「資金造成及び財政融資資金の計」の欄は削除する。
- 2 整備補修事業（連携管理保全型）及び防災減災機能等強化事業にあつては、「資金造成の明細」は「交付金の財源」と読み替えるものとし、「資金抛出区分」は「財源の抛出区分」と読み替えるものとする。

別紙第 5

経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する経 費（又は補助事業に 要した経費） （A＋B）	負担区分		積算の基礎	備 考
		国庫補助金 （A）	その他 （B）		
	円	円	円	円	
計					

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

(記載要領)

「区分」欄には、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策にあつては、「(1)特定被災土地改良区復旧支援助成金」、「(2)特定被災土地改良区復興支援対策の実施に必要な事務費」を記載すること。

別紙第 6

事業の内容及び計画（又は実績）

区 分	内 容	摘 要

(記載要領)

「区分」欄には、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援

対策にあつては、「(1)特定被災土地改良区復旧支援助成金」、「(2)特定被災土地改良区復興支援対策の実施に必要な事務費」を記載すること。

契約に係る指名停止等に関する申立書

番 号
年月日

〔（間接）補助事業者〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 氏 名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

（注4）間接補助事業者に対する申立ての場合であつて、補助事業者である地方公共団体が本様式と同趣旨の申立書を徴すること求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。

別記様式第3号（第10関係）

〇〇年度 〇〇事業補助金変更等承認申請書

番 号
年月日

〇〇農政局長（別記1に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先。

ただし、別記1の補助事業者の区分（1）及び（2）にあつては農林水産大臣） 殿

（別記1の補助事業者の区分（1）及び（2）にあつては（国土交通省北海道開発局長 経由））

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知）第10の規定に基づき申請する。

記（注2）

（注1）〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

（注2）記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

別記様式第4号（第12関係）

〇〇年度 〇〇事業補助金遅延届出書

番 号
年月日

〇〇農政局長（別記1に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先。
ただし、別記1の補助事業者の区分（1）及び（2）にあつては農林水産大臣） 殿
（別記1の補助事業者の区分（1）及び（2）にあつては（国土交通省北海道開発局長 経由））

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった（注1））ため、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知）第12の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった（注1））理由
- 2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		〇〇年〇月〇日 までに完了したもの		〇〇年〇月〇日 以降に実施するもの		
		事業費	出来高 比 率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		
合 計						

（記載要領）

- 1 括弧内は、該当するものを記載すること。
- 2 「区分」の欄には、別記様式第1号別紙第1の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。ただし、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策にあつては別紙第5の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。
- 3 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

〇〇年度 〇〇事業補助金事業遂行状況報告書

番 号
年月日

〇〇農政局長（別記 1 に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先。
ただし、別記 1 の補助事業者の区分（1）及び（2）にあつては農林水産大臣） 殿
（別記 1 の補助事業者の区分（1）及び（2）にあつては（国土交通省北海道開発局長 経由））

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和 31 年 8 月 13 日付け 31 農地第 3966 号農林事務次官依命通知）第 13 の規定に基づき、下記のとおり事業遂行状況を報告する。（※土地改良施設維持管理適正化事業にあつては別紙第 7、その他の事業にあつては別紙第 8 のとおり。）

記

別紙第 7

1 収支の状況

（1）収入の部

区分	予算額	収入済額	収入未済額	備考
	円	円	円	

（2）支出の部

区分	予算額	支出済額	支出未済額	備考
	円	円	円	

2 事業別状況

地区名	費目	実施計画		出来高		進捗率 (B) / (A)	備考
		事業費 (A)	国庫補助金	事業費 (B)	国庫補助金		
		円	円	円	円	%	

（注）事業費の欄には資金造成等と事務費を区分し、資金造成等については、資金造成の総額及び財政融資資金からの借入額の合計を記載すること。

別紙第 8

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		〇〇年 12 月 31 日 までに完了したもの		〇〇年 1 月 1 日 以降に実施するもの		
		事業費	出来高 比 率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		
合 計						

(記載要領)

- 「区分」の欄には、別記様式第 1 号別紙第 1 の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。ただし、土地改良施設維持管理適正化事業にあっては別紙第 3 の「費目」の欄に記載された事項について記載することとし、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策にあっては別紙第 5 の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。
- 「事業費」の欄には、事業の出来高（助成金の支払金額、施設整備工事の出来形を金額に換算した額等）を記載すること。

〇〇年度 〇〇事業補助金概算払請求書

番 号
年月日

〇〇農政局長（別記 1 に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先。
ただし、別記 1 の補助事業者の区分（1）及び（2）にあつては農林水産大臣） 殿
（別記 1 の補助事業者の区分（1）及び（2）にあつては（国土交通省北海道開発局長 経由））
官署支出官 〇〇 殿
（第 14 第 1 項に定める官署支出官名を記入）

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった事業について、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和 31 年 8 月 13 日付け 31 農地第 3966 号農林事務次官依命通知）第 14 の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。
また、併せて、〇〇年〇〇月〇〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区分	総事業費	国庫補助金（A）	既受領額（B）		遂行状況報告	今回請求額（C）		残額（A）－（（B）＋（C））		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日現在の予定出来高	金額	〇月〇日現在の予定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
合計											

- （記載要領）
- 下線部は、第 13 第 1 項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。
 - 「区分」の欄には、別記様式第 1 号別紙第 1 の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。ただし、土地改良施設維持管理適正化事業にあつては別紙第 3 の「費目」の欄に記載された事項について記載することとし、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策にあつては別紙第 5 の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

別記様式第7号（第15第1項関係）

〇〇年度 〇〇事業補助金実績報告書

番 号
年月日

〇〇農政局長（別記1に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先。

ただし、別記1の補助事業者の区分（1）及び（2）にあつては農林水産大臣） 殿

（別記1の補助事業者の区分（1）及び（2）にあつては（国土交通省北海道開発局長 経由））

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知）第15第1項の規定に基づき、その実績を報告する。

（また、併せて精算額として〇〇〇〇〇〇〇補助金〇〇〇円の交付を請求する。（注2））

記

1 事業の目的

2 収支精算書（別紙第9のとおり。ただし、土地改良施設維持管理適正化事業にあつては別紙第10、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策にあつては別紙第11のとおり。）

3 経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び実績（別紙第2のとおり。ただし、土地改良施設維持管理適正化事業にあつては別紙第3及び別紙第4、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策にあつては別紙第5及び別紙第6のとおり。なお、いずれの事業においても、残存物件又は取得財産があるときは、別紙第12又は別紙第13を添付すること。）

4 事業の完了年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

5 添付書類

（注1）この実績報告書は、当該報告に係る補助金交付申請書ごとに作成すること。

（注2）括弧内は、実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合に記載すること。

（注3）別紙第2は、交付決定額を上段に括弧書きで記載すること。

（注4）間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあつては、別紙2の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。

（注5）添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写しを添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したものうち、変更があったものに限り添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）

別紙第 9

収 支 精 算 書

区 分	事業費	国 庫 補助金	国庫補助 率	都道府 県費	市町村費	その他	備考
〇〇事業工事費 △△地区 ◇◇◇地区 ☆☆☆地区 計	円	円	%	円	円	円	

(注) 予算額を上段 () 書、精算額を下段に記入すること。

別紙第 10

収 支 精 算 書

1 収入の部

区 分	本年度精算額	前年度予算額	差引増△減額	備考
国庫補助金 (1)適正化事業補助金 (2)事務費補助金 賦課金 (1)適正化事業賦課金 (2)事務費賦課金 その他 計	円	円	円	

2 支出の部

区 分	本年度精算額	前年度予算額	差引増△減額	備考
交 付 金 事 務 費 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 計	円	円	円	

3 国庫補助金精算額

区 分	補 助 金 交付決定額	精算事業費総 額	国 庫 補助率	精算国庫 補助金額	概算払 受領総額	差引国庫補助金 未受領 (返還) 額	備考
適正化事業補助金 事務費補助金 合 計	円	円	%	円	円	円	

別紙第 11

収 支 精 算 書

1 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
国庫補助金 その他 計	円	円	円	円	

2 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
計	円	円	円	円	

(記載要領)

「区分」欄には、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策にあっては、「(1)特定被災土地改良区復旧支援助成金」、「(2)特定被災土地改良区復興支援対策の実施に必要な事務費」を記載すること

別紙第 12

残存物件調書

区地区名	品目	計上寸法	数量	単価	金額	検収又は 取得年月日	備考
				円	円		

(注) 間接補助事業にあっては、地区名の下に括弧書きで事業主体名を記入すること。

財産管理台帳

(適正化法施行令第 13 条第 1 号から第 3 号までの財産並びに交付要綱第 20 及び第 25 の財産)

事業名	地区名	事業 主体	名称	計上 寸法	数量	単価	取得 金額	検収 又は 取得 年月日	処分制限期間		処分の状況			備 考
									耐用 年数	処分 制限 年月日	処分の 類別	処分 年月日	補助金 返還額	
						円	円						円	

- (注) 1 数年にわたって施工する施設については、完成した年度で記載するものとし、備考欄に施行期間を記載すること。
- 2 備考欄に当該事業に係る補助率等を記載すること。

〇〇年度 〇〇事業補助金年度終了実績報告書

番 号
年月日

〇〇農政局長（別記 1 に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先。
ただし、別記 1 の補助事業者の区分（１）及び（２）にあつては農林水産大臣） 殿
（別記 1 の補助事業者の区分（１）及び（２）にあつては（国土交通省北海道開発局長 経由））

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和 31 年 8 月 13 日付け 31 農地第 3966 号農林事務次官依命通知）第 15 第 2 項の規定に基づき、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実績		完了 予定 年月日
	補助事業に要 する経費 (A)	国 庫 補助金	(A) のうち 年度内 支出済額	概算払 受入済額	(A) のうち 未支出額	翌年度 繰越額	
	円	円	円	円	円	円	
合 計							

- （注 1）本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- （注 2）「区分」の欄には、別記様式第 1 号別紙第 1 の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。ただし、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策にあつては別紙第 5 の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。
- （注 3）交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- （注 4）繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

〇〇年度 〇〇事業補助金の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年月日

〇〇農政局長（別記 1 に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先。
ただし、別記 1 の補助事業者の区分（1）及び（2）にあつては農林水産大臣） 殿
（別記 1 の補助事業者の区分（1）及び（2）にあつては（国土交通省北海道開発局長 経由））

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和 31 年 8 月 13 日付け 31 農地第 3966 号農林事務次官依命通知）第 15 第 5 項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | |
|---------------------------------|---|---|
| 1 適正化法第 15 条の補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| （〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額） | | |
| 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- （1）消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）
- （2）付表 2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- （3）3 の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- （4）補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
- ・補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

〇〇年度
農林水産省所管

〇 〇 補 助 金 調 書

国			地 方 公 共 団 体 名										備考
			歳 入			歳 出							
補助事業名	交付決定 の額	補助率	科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算現額	うち国庫 補助金相当額	支出済額	うち国庫 補助金相当額	翌年度 繰越額	うち国庫 補助金相当額	
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇費													
〇〇費													
その他													

記載要領

- 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。